

事務連絡
令和2年5月14日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 母子保健主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

リーフレット「新型コロナウイルス感染症対策（COVID-19）
～妊婦の方々へ～」の改訂について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年4月1日付け事務連絡「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について」において、普及啓発に向けたリーフレットの配布をお願いしたところです。

今般、一般の方々に向けた受診・相談の目安が改訂されたこと等をうけ、リーフレット「新型コロナウイルス感染症対策（COVID-19）～妊婦の方々へ～」の改訂版（別添）を作成し、厚労省HPに公表しました。

今後は、改訂後のリーフレットをご活用いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれては、貴管内市町村への周知をお願いします。

(参考)

妊産婦や乳幼児に向けた新型コロナウイルス対応関連情報（厚労省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10890.html

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

～妊婦の方々へ～



感染が妊娠に与える影響

現時点では、妊娠後期に新型コロナウイルスに感染したとしても、経過や重症度は妊娠していない方と変わらないとされています。胎児のウイルス感染症例が海外で報告されていますが、胎児の異常や死産、流産を起こしやすいという報告はありません。したがって、妊娠中でも過度な心配はいりません。

日頃の感染予防

一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。人混みを避ける、こまめに手を洗うなど日頃の健康管理を徹底してください。
①密閉空間、②密集場所、③密接場面、という3つの「密」が同時に重なるような場所を避けてください。

働き方

働いている方は、ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、休暇の取得などについて、勤務先とご相談ください。

**厚生労働省は、省をあげて、妊婦の方々の
安心・安全の確保に全力を尽くしてまいります**

妊婦の方への一般的な留意点、妊婦健診、発熱時の留意点などについて、裏面を参考にしてください。また、新型コロナウイルスに関する一般的な情報や、詳しい情報は、厚生労働省や関係学会のホームページをご覧ください。

厚生労働省

「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

一般社団法人 日本産婦人科感染症学会

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について 妊娠中ならびに妊娠を希望される方へ（随時更新）」

<http://jsidog.kenkyuukai.jp/information/>

※なお、このリーフレットは、現時点の情報や考え方をもとに作成しています。

状況に変化があった場合は、随時お知らせします。



👉裏面に続く

2020年5月14日版

◆ 相談・受診の目安

- 妊婦の方については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合でも、念のため、重症化しやすい方と同様に、まずは早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>



◆ 各都道府県等の相談窓口の設置について

- 妊婦の方々への新型コロナウイルスに関する相談窓口が各都道府県等に設置されています。連絡先等については下記をご参照ください。

※お住まいの市町村の相談窓口もご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11296.html



◆ 分娩について

- 各都道府県においては、妊婦の方が罹患した場合の周産期医療提供体制の整備など、安心・安全な分娩の実現に努めています。新型コロナウイルスに感染した妊婦の方は、**かかりつけ産科医療機関と分娩先などについてご相談ください。**

◆ 働いている方について

- 妊娠中の女性労働者が、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、妊婦検診等で主治医等から指導を受け、事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務・休業）等の措置を講じなければなりません。（男女雇用機会均等法）

※本措置の適用期間は、令和2年5月7日～令和3年1月31日です。

- このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外労働、休日労働、深夜業の制限などについて、主治医等からの指導がなくても請求ができます。（労働基準法）

————— 上記に関するリーフレットをホームページに掲載しています。 —————

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>

- 厚生労働省から労使団体等に対して、新型コロナウイルス感染症に関して、妊娠中の女性労働者への配慮がなされるよう、労使で十分に話し合い、安心して休暇を取得できる体制を整えていただくことなどを要請しました。これらの要請の内容や働く妊婦の皆様、企業の皆様への各種ご案内をホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



◆ ビデオメッセージ集について

- 妊婦のみなさま、小さなお子さまがいらっしゃるみなさまに向けて、**各分野の専門家からのメッセージ**を掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10996.html

